

追加募集を開始
しました！
(12月26日まで)
(先着順(3枠))

始めませんか 小児診療

千葉県小児診療等 対応医師確保支援 事業補助金 (令和7年度)

こんな事業です！

- ✓ 令和6年度末時点で、小児科を標榜していない医療機関が対象です。
- ✓ 新たに小児の外来診療等をはじめにあたり、医療機関が必要となる経費（研修受講料、旅費、専門書籍購入費など）を補助対象とします。
- ✓ 補助対象期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間です。
- ✓ 補助額は、3年間で最大150万円！

千葉県 健康福祉部 医療整備課
医師確保・地域医療推進室

事業の詳細
は裏面へ

[所在地] 千葉県千葉市中央区市場町1-1
[電話] 043-223-3883
[FAX] 043-221-7379
[メール] d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

[ホームページ]
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/shounishinryoutaiou.html>



千葉県小児診療等対応 医師確保支援事業補助金

事業の
詳細

千葉県では、小児患者の診療体制の充実や小児科医の負担軽減を図るほか、小児診療に対応できる医師の更なる確保を目指して、**小児診療に新たに取り組む（拡充含む）医師等への支援**を行います。

補助対象

令和6年度末時点で小児科を標榜しておらず、次の①から⑦のいずれかの取組（補助金の交付を初めて受ける年度から起算して、2年を経過するまでの間に取組実績が出るものに限る）を行う医療機関を対象とします。

- ① 自医療機関で診療する小児患者（15歳未満）を計画的に増やす取組
- ② 在宅当番医制事業に新たに参加し、小児患者の診療を行う取組
- ③ 小児夜間休日急病診療所において新たに小児患者の診療を行う取組
- ④ 学校医等（県内に所在する小学校若しくは中学校の学校医、幼稚園の園医又は保育所の嘱託医）に新たに就任し、必要な助言指導や健診等を行う取組※
- ⑤ 乳幼児健診（法定健診以外を含む集団健診、個別健診）を新たに受託等し、乳幼児に対する健診を行う取組
- ⑥ 子どもの定期予防接種（集団接種、個別接種）を新たに受託等し、子どもに対する予防接種を行う取組
- ⑦ その他、小児診療体制の確保に向けて知事が必要と認める取組

※事業開始年度の前年度までに学校医等を行ったことがある医師が在籍しない医療機関に限る。

〔想定する経費〕
研修受講料、旅費、専門書籍購入費など、上記の取組に要する経費

※ただし、施設整備に要する経費を除く

参考までに…

■日本小児保健協会

小児診療に携わる医師や看護師などを対象に、小児保健や乳幼児健診などをテーマとして、セミナーを開催日本小児看護学会で小児医療に関するセミナーを開催。

■日本小児看護学会

これまで小児看護の経験がない、または経験の少ない新人看護師の方などを対象に、小児看護の基礎知識などを学ぶための研修（小児看護スキルアップ研修：施設単位での申込も可能 など）を開催。

補助対象期間

令和7年度から令和9年度までの3年間

交付要件

- ・ 令和7年度から令和9年度までの3年間は、事業計画を作成のうえ、小児診療等の取組状況について、毎年度、知事に報告すること。
- ・ 県が主催（委託含む）する、小児診療等に関する研修会に参加すること（オンデマンド配信の視聴を含む）。
- ・ 令和7年度以降に提出する医師届出票で、「従事する診療科名等」の1つとして「小児科」の選択に協力すること（従たる診療科で可）。

補助上限額

1医療機関あたり50万円/年（3年間で最大150万円）

小児外来を行うと、こんな診療報酬があります！

下記点数は一例です。診療内容や施設基準などによって、算定できる診療報酬は異なりますので、ご注意ください。

出来高算定の場合
包括評価の場合

初診料・再診料

小児科の標榜は不要

- ✓ 乳幼児加算（時間外加算、休日加算、深夜加算を算定する場合は、算定不可）

6歳未満の乳幼児に対して、初診・再診を行った場合

- ✓ 時間外加算※

診療時間以外の時間に、初診・再診を行った場合

- ✓ 休日加算※

日曜日や祝日等に初診・再診を行った場合

- ✓ 深夜加算※

午後10時から午前6時までに初診・再診を開始した場合

初診 75点

再診 38点

初診 85点（200点）

再診 65点（135点）

初診 250点（365点）

再診 190点（260点）

初診 480点（695点）

再診 420点（590点）

※（ ）内の点数は、6歳未満の乳幼児に対して診療した場合の点数を示す。

小児科外来診療料

小児科の標榜が必要

小児科を標榜する保険医療機関が、6歳未満の乳幼児に対して外来診療を行った場合に算定（時間外加算などは原則含まれており、別途算定不可）

初診 604点

再診 410点

特定の条件下では、異なる点数が適用されることがある。

申請方法は、千葉県ホームページをご覧ください！（表面参照）